平成２４年（フ）第１３３号
岐阜県本巣郡北方町芝原東町５丁目28番地の１
債務者　勝野　直樹
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
岐阜県可児郡御嵩町中962番地５
債務者　伊左次和子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第６３１号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅２棟704号
債務者　長谷川則子
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７０７号
名古屋市南区岩戸町17番21号　薬師ビル406号
債務者　奥山　記子
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５９号
名古屋市西区八筋町40番地の１　クオーレ小田井２Ａ号
債務者　宗重　洋子
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１号
大津市北大路３丁目21番30号
債務者　中尾　幸子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
大津市朝日が丘１丁目24番20―403号
債務者　大谷　明美
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０２号
滋賀県草津市野路東３丁目１番13―117号、前住所滋賀県甲賀市水口町松尾1013番地45
債務者　外池　祥雄
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１６号
滋賀県野洲市吉川1218番地
債務者　川尻　和子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２９号
滋賀県高島市今津町松陽台２丁目16番地２
債務者　中井　昌弘
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
大津市坂本６丁目29番78　エイトハイツ坂本101号
債務者　岩田　純子（旧姓下西）
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
滋賀県草津市平井２丁目６番21号　サンクリエート高谷105号
債務者　武田　輝信
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３６号
滋賀県野洲市栄２―８　湖南工芸２階４号室、住民票上の住所滋賀県野洲市野洲1443番地１、前住所大津市本堅田５丁目２番18号
債務者　アステックこと　田中　章三
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
大津市南郷４丁目38番17号
債務者　白子　貴子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４１号
大津市大将軍１丁目15番４号　ファミール瀬田Ｂ201、前住所大津市大萱２丁目４番６号ブルーレイクＢ棟101
債務者　小倉　美雪
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４２号
滋賀県守山市水保町1394番地　セザール琵琶湖大橋902号
債務者　福辻栄美子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４３号
滋賀県栗東市綣10丁目３番10号
債務者　居田　泰子
１　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
大津地方裁判所民事部